

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と三宅町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第3号中「圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

別表第1の5のその他の分野を削る。

別表第3中「圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改め、同表に次のように加える。

3 公共施設

(1) 公共施設マネジメントの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
限られた財源の中で公共施設の老朽化問題に適切に対応するため、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うとともに、公共施設の相互利用を積極的に推進するなど、利用者が公共施設に求める機能を圏域全体で確保する。	甲は、乙と連携して、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、各種計画を策定するとともに、見直しを行う。また、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。	乙は、甲と連携して、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、各種計画を策定するとともに、見直しを行う。また、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

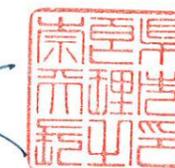
令和7年12月15日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長

道河 健



乙 磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町

三宅町長

森田 浩司

